

掛川市規則第35号

掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年掛川市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（法第6条第2項等の規定による申出に係る添付図書）

第4条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合判定を要する住宅に係る法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

第5条第2項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における申出又は申請に係る手続について適用し、施行日前における申出又は申請に係る手続については、なお従前の例による。